

▲京都大学安全衛生管理規程

平成 16 年 6 月 15 日

達示第 118 号制定

平成 19 年 3 月 29 日達示第 8 号全部改正

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 京都大学(以下「本学」という。)における安全衛生管理については、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。)、学校保健法(昭和 33 年法律第 56 号)その他関係法令及び就業規則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 第 6 号の就業規則の適用を受ける者をいう。
- (2) 学生 学部学生及び大学院学生、外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生等(京都大学通則(昭和 28 年達示第 3 号)第 5 章に定めるもの)、研究生、研修員等(京都大学研修規程(昭和 24 年達示第 3 号)に定めるもの)をいう。
- (3) 教職員等 教職員及び学生をいう。
- (4) 労働災害等 就業又は修学に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務若しくは修学上の行動に起因して教職員等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- (5) 作業環境測定 作業環境の実態を把握するために、空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析(解析を含む。)をいう。
- (6) 就業規則 国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成 16 年達示第 70 号)、国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成 18 年達示第 21 号)、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成 17 年達示第 37 号)、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成 17 年達示第 38 号)、国立大学法人京都大学外国人教師就業規則(平成 16 年達示第 74 号)、国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則(平成 16 年達示第 75 号)をいう。
- (7) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成 16 年達示第 1 号。以下この号において「組織規程」という。)第 3 章第 7 節から第 11 節までに定める施設等をいう。)並びに本部の事務組織(組織規程第 52 条第 1 項に定めるものを 1 単位とするものをいう。第 7 条において同じ。)、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部をいう。

(本学の責務)

第 3 条 本学は、安全衛生管理体制を確立し、職場等における快適な環境の実現及び労働

災害等の防止のため、必要な措置を講じる。

(教職員等の責務)

第 4 条 教職員等は、この規程その他本学が定める安全衛生管理に係る規定及び安衛法その他関係法令による労働災害等を防止するために必要な事項を遵守するほか、本学が実施する労働災害等を防止するための措置に積極的に協力しなければならない。

第 2 章 安全衛生管理体制

(統括等)

第 5 条 総長は、本学における安全衛生管理に関し、統括する。

2 安全管理担当の理事は、本学における安全衛生管理に関し、総長の業務を分担管理する。

3 保健管理センター所長は、本学における安全衛生管理のうち、教職員等の健康管理に係る業務を行う。

(環境・安全・衛生委員会)

第 6 条 本学に、教職員等の安全保持、保健衛生及び環境保全に関する重要事項を調査審議するため、環境・安全・衛生委員会を置く。

2 環境・安全・衛生委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、京都大学環境・安全・衛生委員会規程(平成 16 年達示第 67 号)の定めるところによる。

(部局の安全衛生管理)

第 7 条 部局の長(本部の事務組織にあつては、総務担当の理事。以下同じ。)は、当該部局における安全衛生管理に関し、統括する。

(部局安全衛生推進者)

第 8 条 部局に、当該部局における安全衛生管理に関し部局の長の職務を補佐させるため、安全衛生推進者を置く。

2 安全衛生推進者は、当該部局の教職員のうちから当該部局の長が指名する。

(事業場及び総括安全衛生管理者)

第 9 条 本学に、次の各号に掲げる事業場を置き、各事業場に総括安全衛生管理者を置く。

- (1) 吉田事業場
- (2) 病院事業場
- (3) 宇治事業場
- (4) 桂事業場
- (5) 熊取事業場

(6) 犬山事業場

(7) 大津事業場

2 総括安全衛生管理者は、理事又は教職員のうちから、総長が選任する。

(総括安全衛生管理者の職務)

第 10 条 総括安全衛生管理者は、次条に定める衛生管理者等を指揮するとともに、当該事業場における次の各号に掲げる事項を統括管理する。

- (1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 教職員の健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) その他教職員の安全及び衛生に関すること。

(衛生管理者等)

第 11 条 本学に、安衛法第 12 条又は第 12 条の 2 に定めるところにより、前条各号の業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させるため、事業場ごとに衛生管理者を置く。ただし、大津事業場にあつては、衛生管理者に代えて衛生推進者を置くことができる。

2 衛生管理者は当該事業場に所属する教職員で、都道府県労働局長の免許を受けた者又は労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。)第 10 条の資格を有する者のうちから、衛生推進者は安衛則第 12 条の 3 の能力を有すると認められる者のうちから、総長が選任する。

3 各事業場ごとに選任する衛生管理者又は衛生推進者(以下「衛生管理者等」という。)の数は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(衛生管理者等の定期巡視)

第 12 条 衛生管理者等は、少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(産業医)

第 13 条 本学に、安衛法第 13 条に定めるところにより、教職員の健康管理等を行わせるため、事業場ごとに産業医を置く。

2 産業医は、教職員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について、安衛則第 14 条第 2 項の要件を備えた者のうちから、総長が選任する。

3 各事業場ごとに選任する産業医の数は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

4 第 1 項の産業医の職務を統括させるため、総括産業医を置く。

5 総括産業医は、産業医のうちから、総長が指名する。

(産業医の職務)

第 14 条 産業医の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。
- (2) 作業環境の維持管理に関すること。
- (3) 作業の管理に関すること。
- (4) 健康教育及び衛生教育に関すること。
- (5) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- (6) その他教職員の健康の保持増進に関すること。

2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、総長、部局の長若しくは総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者等に対して指導若しくは助言することができる。

3 総長、部局の長又は総括安全衛生管理者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(産業医の定期巡視)

第 15 条 産業医は、少なくとも毎月 1 回事業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(学校医)

第 16 条 本学に、学生の保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事させるため、学校医を置く。

2 学校医は、保健管理センターの教員をもって充てる。

(学校医の職務)

第 17 条 学校医の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 学校保健法第 2 条に定める学校保健安全計画の立案及び実施に関すること。
- (2) 環境衛生の維持及び改善に係る指導及び助言に関すること。
- (3) 健康診断の実施及びその結果に基づく学生の健康を保持するための措置に関すること。
- (4) 疾病の予防処置及び保健指導に関すること。
- (5) 健康相談に関すること。
- (6) 救急処置に関すること。
- (7) その他学生の保健管理に関する専門的事項に関すること。

2 学校医は、前項の職務に従事したときは、学校医執務記録簿を作成し、保健管理センター所長に提出するものとする。

(作業主任者)

第 18 条 本学に、安衛法第 14 条に定めるところにより、教職員の労働災害を防止するため、労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号。以下「安衛令」という。)第 6 条に定める作業の区分に応じて作業主任者を置く。

2 作業主任者は、当該事業場の各部局において、当該作業に従事する教職員で、安衛則第 16 条に定める資格を有する者のうちから、各部局の長が指名する。

3 各作業区分ごとに指名する作業主任者の数は、当該部局の長が定める。

(作業主任者の職務)

第 19 条 作業主任者の職務は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 当該作業に従事する教職員を指揮すること。
- (2) 設備の安全点検に関すること。
- (3) 安全管理上必要な措置に関すること。
- (4) その他安衛則に定める事項

(事業場衛生委員会)

第 20 条 本学に、事業場における次の各号に掲げる事項を調査審議し、総長に意見を具申するため、安衛法第 18 条に定めるところにより、事業場ごとに衛生委員会(以下「事業場委員会」という。)を置く。

- (1) 教職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (3) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(事業場委員会の構成)

第 21 条 事業場委員会は、当該事業場に所属する次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 衛生管理者等 若干名
- (3) 産業医 若干名
- (4) 部局の安全衛生推進者 若干名
- (5) 安全衛生に関し知識及び経験を有する者のうちから総長が指名した者 若干名

2 前項第 2 号から第 5 号までの委員の数は、各事業場において定める。

3 第 1 項第 2 号から第 5 号までの委員は、総長が委嘱する。ただし、その半数は、当該事業場の過半数代表者の推薦を得た者でなければならない。

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の選任)

第22条 事業場委員会に委員長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。

2 委員長は、事業場委員会を招集し、議長となる。

(委員会の運営)

第23条 事業場委員会は、毎月1回以上開催するものとする。

2 事業場委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。

3 事業場委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

4 事業場委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

5 事業場委員会に関する事務は、別表第3に掲げる事務部等が行う。

6 前各項に定めるもののほか、事業場委員会の運営に関し必要な事項は、当該事業場委員会が定める。

(部局安全衛生委員会)

第24条 各部局に、当該部局における安全衛生管理に関し必要な事項を審議するとともに、当該部局の長に助言等を行うため、部局安全衛生委員会(以下「部局委員会」という。)を置く。

2 部局委員会に関し必要な事項は、当該部局の長が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、部局が必要と認めるときは、複数の部局が共同して一の部局委員会を設置することができる。この場合において、前項中「当該部局の長が」とあるのは、「関係部局の協議に基づき」と読み替えるものとする。

第3章 安全衛生管理

(危険を防止するための措置)

第25条 本学は、次の各号に掲げる危険から教職員等の労働災害等を防止するため、必要な措置を講じる。

- (1) 機械又は器具その他の設備による危険
- (2) 爆発性の物、発火性の物又は引火性の物等による危険
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- (4) 掘削、採石等の業務における作業方法から生じる危険
- (5) 墜落するおそれのある場所又は土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険
- (6) その他作業場等において教職員等が危害を受けるおそれのある危険

(健康障害を防止するための措置)

第 26 条 本学は、次の各号に掲げる健康障害を防止するため、必要な措置を講じる。

- (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- (3) 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- (4) 排気、排液又は残さい物による健康障害
- (5) その他作業場において教職員等が被るおそれのある健康障害

(安全衛生の確保等)

第 27 条 本学は、教職員等が就業又は修学する建物その他の場所について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、防音、休養、避難及び清潔に必要な措置を講じる。

(緊急事態に対する措置)

第 28 条 本学は、教職員等に対する労働災害等が発生する危険が急迫したときは、当該危険に係る場所及び教職員等の業務等の性質等を考慮して、業務等の中断又は教職員等の退避等の適切な措置を講じる。

第 29 条 第 25 条から前条までの措置に関し必要な事項は、総長が別に定める。

(安全衛生基準の作成)

第 30 条 総括安全衛生管理者は、当該事業場における業務又は作業ごとに必要な安全衛生に関する基準を作成し、当該事業場に所属する教職員に周知するとともに、衛生管理者に必要な指導を行うよう指示するものとする。

2 安全衛生基準に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 健康管理

(作業環境測定)

第 31 条 本学は、安衛令第 21 条に定める有害な業務を行う作業場について、必要な作業環境測定及びその結果の評価を行う。

2 前項の結果の評価に基づき、教職員等の健康を保持するために必要があると認めるときは、施設又は設備の設置又は整備、次条に定める健康診断の実施その他適切な措置を講じる。

3 第 1 項の作業環境測定又はその結果の評価を行ったときは、その結果を記録するものとする。

(健康診断の種類)

第 32 条 本学は、教職員等の健康を管理するため、次の各号に掲げる健康診断を行う。

- (1) 採用時健康診断
- (2) 一般定期健康診断
- (3) 特定業務従事者の健康診断
- (4) 海外派遣教職員の健康診断
- (5) 学生の健康診断

2 前項第 1 号の健康診断は、教職員(1 週間の勤務時間が 30 時間未満の時間雇用教職員及び雇用予定期間が 1 年未満の者(保健管理センター所長が別に定める者を除く。))を除く。以下次項において同じ。)として採用されたときに行うものとする。

3 第 1 項第 2 号の健康診断は、1 年以内ごとに 1 回、教職員に対して定期的に行うものとする。

4 第 1 項第 3 号の健康診断は、教職員が衛生上有害な業務に従事するとき行うものとする。

5 第 1 項第 4 号の健康診断は、教職員が海外派遣研修等で、6 月以上の海外生活を予定して出張するとき又は 6 月以上の海外生活を終了して帰国したときに行うものとする。

6 第 1 項第 5 号の健康診断は、毎学年 6 月 30 日までに、学生に対して行うものとする。

7 第 1 項に掲げるもののほか、必要に応じて教職員等の全部又は一部に対して健康診断を行う。

(健康診断の項目)

第 33 条 健康診断の項目は、安衛則第 43 条から第 45 条の 2 まで及び学校保健法施行規則(昭和 33 年文部省令第 18 号)第 4 条の規定によるほか、保健管理センター所長が、別に定める。

第 34 条 前 2 条に定めるもののほか、健康診断の実施に関し必要な事項は保健管理センター所長が、別に定める。

(健康診断受診の義務)

第 35 条 教職員等は、指定された期日又は期間内に、第 32 条第 1 項に定める健康診断を受けなければならない。

2 第 32 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる健康診断を受けることを希望しない者は、他の医療機関における健康診断に代えることができる。この場合においては、その結果を証明する書面を速やかに保健管理センター所長に提出しなければならない。

(健康記録の管理)

第 36 条 保健管理センター所長は、健康診断の結果、指導区分及び事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、教職員等ごとに記録を作成し、これを 5 年間

保管しなければならない。

(健康診断の結果通知)

第 37 条 保健管理センター所長は、健康診断を受けた教職員等に対し、当該健康診断の結果を通知するとともに、その結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示する等適切な措置をとらなければならない。

(保健調査)

第 38 条 保健管理センター所長は、第 32 条第 1 項第 5 号の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たって、あらかじめ学生の健康状態等に関する調査を行うものとする。

(就業及び修学の禁止及び制限)

第 39 条 次の各号のいずれかに該当する者については、総長は、その就業又は修学を禁止又は制限するものとする。

(1) 他者に健康障害をもたらす感染症に罹患した者(ただし、感染予防の措置を施した場合は、この限りでない。)

(2) 労働等のため病勢が著しく増悪するおそれのある疾病にかかった者

(3) 前 2 号に準ずる疾病にかかった者で、就業又は修学の禁止又は制限について、産業医、学校医その他の医師が必要と認めたもの

2 健康診断の結果等により、結核患者として療養が必要であると認められた者に対しては、結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号)第 28 条の規定に基づき就業又は修学を禁止し、療養を命ずるものとする。

3 前 2 項の規定により、就業又は修学を禁止又は制限しようとするときは、あらかじめ産業医、学校医その他専門の医師の意見を聴くものとする。

第 5 章 雑則

(秘密の保持)

第 40 条 健康診断の実施に関する事務その他教職員等の安全及び衛生に関する事務に従事し、又は従事したことのある者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(準用)

第 41 条 第 10 条及び第 30 条の規定は、学生に係る部局の長の職務に準用する。この場合において、第 10 条の規定中「総括安全衛生管理者」とあるのは「部局の長」に、「衛生管理者等を指揮するとともに、当該事業場」とあるのは「当該部局」に、「教職員」とあるのは「学生」に、第 30 条第 1 項の規定中「総括安全衛生管理者」とあるのは「部局の長」に、

「当該事業場」とあるのは「当該部局」に、「教職員」とあるのは「学生」に読み替えるものとする。

(その他)

第 42 条 この規程に定めるもののほか、教職員等の安全及び衛生に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 11 条関係)

事業場の区分	衛生管理者の数
吉田事業場	部局ごとに 1 人以上
病院事業場	6 人以上
宇治事業場	部局ごとに 1 人以上
桂事業場	4 人以上
熊取事業場	1 人以上
犬山事業場	1 人以上
大津事業場	1 人以上(衛生推進者をもって代えることができる。)

(備考) 吉田事業場、病院事業場、宇治事業場及び桂事業場の衛生管理者のうち、1 人は専任とし、1 人は衛生工学衛生管理者免許を有する者とする。

別表第 2(第 13 条関係)

事業場の区分	産業医の数
吉田事業場	2 人
病院事業場	1 人
宇治事業場	1 人
桂事業場	1 人
熊取事業場	1 人
犬山事業場	1 人
大津事業場	1 人

(備考) 吉田事業場の産業医のうち 1 人並びに病院事業場及び桂事業場の産業医は専属とする。

別表第 3(第 23 条関係)

事業場衛生委員会の名称	担当事務部等の名称
吉田事業場衛生委員会	環境安全衛生部
病院事業場衛生委員会	医学部附属病院事務部
宇治事業場衛生委員会	宇治地区事務部
桂事業場衛生委員会	工学研究科事務部
熊取事業場衛生委員会	原子炉実験所事務部
犬山事業場衛生委員会	霊長類研究所事務部
大津事業場衛生委員会	理学研究科事務部